

令和6年度 館山市第3子以降の学校給食費無償化(減免)について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、館山市立小中学校に在籍する第3子以降の給食費を無償化(減免)します。無償化(減免)の適用を受けるには、申請書の提出が必要です。

※このお知らせは、無償化の対象とならない方も含め、館山市立小中学校におけるすべての世帯に配付しています。

1 無償化の対象となる要件

以下の①から④を**全て**満たしている保護者が無償化(減免)の対象となります。

- ① 平成**30**(2018)年**4月1日**(令和6年度の小学校1年生)以前に生まれた子供を**3人以上扶養**※注している。注:社会保険(健康保険)の扶養対象となる収入基準以下であること。
- ② 上記①の子のうち、館山市立小中学校で学校給食の提供を受けている子で、年齢が上から数えて**3番目以降の子**
- ③ 生活保護・就学援助制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。(ただし、現在申請中である場合は、本無償化(減免)もあわせて申請いただきますようお願いいたします。)
- ④ 上記①の子の全ての学校給食費の**滞納が無いこと**。

(無償化の対象例) ○囲み数字が扶養している子等

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	無職①	高校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例2	就労者(扶養外)	高校生①	中学生②	中学生③	中学生③
例3	アルバイト(扶養内)①	就労者(扶養外)	中学生②	中学生③	中学生③
例4	小学生①	未就学児②	未就学児③		対象外

2 実施時期

令和6年4月から令和7年3月分の給食費

3 申請の方法

①電子申請

右のQRコードまたは下記URLより、案内に従って申請してください。

URL: <https://logoform.jp/f/TC5xl>



②書面申請

「館山市立小中学校給食費に関する第3子以降の減免申請書兼同意書」(以下「申請書」)に必要事項を記入し、**8** 申請書提出先・問い合わせ先まで郵送又は直接持参して提出してください。

※申請書が必要な方は、市ホームページ

(<https://www.city.tateyama.chiba.jp/kyousoumu/page100108.html>)

からダウンロードしていただくか又は教育総務課に取りに来てください。

※お子さまの欄が足りない場合は、申請書2枚使用してください。

4 必要書類（電子申請の場合は電子データ）

重要

電子申請 書面申請 共通

館山市立小中学校に在学中の児童生徒については不要です

① 扶養を証明する書類(申請書に記載した子の健康保険証の写し)

[保険証記載の・記号・番号・保険者番号・QR コードを隠した状態(マスキング)で添付してください。] ㊦マスキングとは:付せん、マスキングテープ、紙などで該当箇所を隠すことです。

② 申請書に記載した子のうち、高等学校以上に通学している場合は、あわせて学生証の写し

[本人氏名・学校名が確認できる部分]

③ その他、教育委員会が特に必要と認める書類

5 申請期限

重要

令和 6年 4月 19 日(金)まで

※申請期限を過ぎますと無償化の適用を受けられないことがありますのでご注意ください。

※扶養している子が 4 月から就労する場合等、4 月時点で扶養している子が 3 人未満になる予定の方は、申請しないでください。

6 決定通知

審査の結果を記載した『決定(又は却下)通知書』は、令和 6 年 5 月中旬頃を目安に通知します。

7 その他

- ・ご不明な点等ございましたら、下記の問い合わせ先にご連絡をお願いします。
- ・書類不備や状況確認等により、ご連絡を差し上げる可能性がありますので、電話番号は必ずご記入ください。
- ・扶養している子が館山市外へ転出している場合など、申請者との続柄の確認が市において取れない場合は、その子の住民票や戸籍謄本が必要となる場合があります。

8 申請書提出先・問い合わせ先

書面による申請の場合、下記まで郵送又は直接持参して提出してください。

〒294-8601 館山市北条 1145-1

館山市教育委員会 教育総務課 教育総務係(館山市役所3階)

受付時間 : 9時 00 分~17 時 00 分まで(土日祝日は除く)

電 話 :0470-22-3685